

# 令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令について

令和六年四月  
内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省

## 1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成八年法律第85号。以下「法」という。）は、大規模な非常災害（特定非常災害）の被害者の権利利益の保全等を図るため、各種の特別措置を政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものである。
- 法第4条第1項に基づく措置は、特定非常災害により期限までに履行できなかった義務（以下「特定義務」という。）について、当該不履行の責任を問うことを、政令で定める免責期限まで猶予するものである。また、同条第2項に基づく措置は、特定義務について、政令で定める免責期限までに履行されたものについては、不履行の責任を問わないものとするものである。  
さらに、同条第3項では、上記措置を免責期限の翌日以降も継続する必要があるときは、政令で、条項ごとに、新たに、免責期限を定めることができることとされている。
- 本年1月11日に閣議決定し、同日に公布・施行した「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和六年政令第5号）において、令和六年能登半島地震を特定非常災害として指定するとともに、特定義務の免責期限を令和六年4月30日とした。
- 今般、一部の義務について、新たな免責期限を定める（免責期限を延長する）必要があることから、法第4条第3項の規定により、対象となる義務及びその期限を本政令で定めることとした。

## 2 政令の概要

令和六年能登半島地震に関して、一定の義務について新たな免責期限を次表のとおりとする。

対象となる義務	免責期限	（参考）所管省庁
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項の規定による申請等	令和六年6月30日	国土交通省
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第21条第1項の規定による書類の作成等	令和六年7月31日	内閣府
宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等	令和六年10月31日	文化庁

## 3 スケジュール

- 令和六年4月23日（火）：閣議決定
- 令和六年4月26日（金）：公布・施行